

幼児教育・保育の無償化について

無償化の対象は？

3歳から小学校に就学するまでの幼稚園・認定こども園・保育所の児童は、世帯の所得に関係なく保育料が無償化の対象です。また「保育を必要とする事由がある」世帯は、幼稚園・認定こども園（幼稚園利用）の預かり保育料と、認可外保育施設の利用料も無償化対象になります。0歳から2歳児クラスまでの児童は「非課税世帯」かつ「保育を必要とする事由がある」世帯は無償化対象となります。

どんな方法で無償化されるの？

保護者が支払う必要のない「代理受領」と、一旦保護者が支払い後から返ってくる「償還払い」のどちらかになります。

- 幼稚園・保育所・認定こども園の保育料…代理受領
- 幼稚園の預かり保育料・認定こども園（幼稚園利用）の預かり保育料・認可外施設等の利用料……償還払い



どんな支給認定になるの？

【教育・保育給付認定】

- ・ 1号認定→満3歳以上の「保育を必要とする事由がない」世帯で、認定こども園・新制度の幼稚園を利用する子ども
- ・ 2号認定→3歳以上の「保育を必要とする事由がある」世帯で、保育所・認定こども園を利用する子ども
- ・ 3号認定→3歳未満の「保育を必要とする事由がある」世帯で、保育所・認定こども園を利用する子ども

【施設等利用給付認定】

- ・ 新1号認定→「保育を必要とする事由がない」世帯で、従来制度の幼稚園を利用する子ども
- ・ 新2号認定→「保育を必要とする事由がある」世帯で、3歳児クラス *1～就学前までの子ども
- ・ 新3号認定→（非課税世帯のみ *3）「保育を必要とする事由がある」世帯で、0歳～2歳児クラス *2

*1：3歳児クラスとは、満3歳になった後の最初の4月1日以降。*2：2歳児クラスとは、満3歳になった後の最初の3月31日まで。
*3：新3号認定の方は、非課税世帯のみです。（4月～8月までの間は前年度、9月～3月までの間は当該年度分の市民税額で判定します）
保護者全員が非課税世帯の場合は、同居者も判定対象になります。



保育の必要とする事由がある世帯とは？

保護者全員が恒常的に月64時間以上の就労や就学、保護者の障害・疾病、同居親族の介護・看護などの事由がある世帯が認定対象になります。保護者のうちひとりでも専業主婦（夫）の家庭は該当しません。

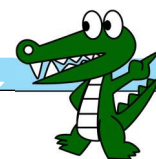
認可外保育施設を利用している場合は？

- ・ 無償化の確認認定を受けている施設 *4 → 「保育を必要とする事由がある」世帯は無償化の申請が必要です。
- ・ 無償化の確認認定を受けていない施設 → 無償化対象外です。
- ・ 企業主導型保育施設→「公益財団法人児童育成協会」を通じて国から施設に無償化と同程度の助成があるため、市への無償化の手続きは不要です。
※「支給認定証」の提出が必要な場合は、市ホームページから「保育を必要とする事由」が確認できる書類の提出が必要です。

*4：無償化対象の確認認定を受けている施設とは、施設事業者が施設所在地の役所へ届出を行い、国が定める基準を満たしている施設です。
※複数種の枠で受け入れしている施設もあるため、無償化（新2号・新3号）の申請が必要かについては、利用される施設へ確認してください。

どんな手続きがいるの？

手続きに必要な書類は施設に配布しています。
施設にご確認ください。



【これから新規の入所・入園を予定されている方】

入園が決まった保育施設より提供される資料をご確認ください。保護者全員の「保育を必要とする事由」が確認できる書類の提出が必要です。

※複数の施設の入所・入園を申込する（併願）ことは可能ですが、入園時にいずれかひとつに決めていただきます。同時に複数の認定を受けることはできません。

【すでに幼稚園・認定こども園（1号）・認可外保育施設に入園されていて、新2号・新3号申込希望の方】

・ 毎月末までに 保護者全員の「保育を必要とする事由」が確認できる書類などをすべて整えて電子申込し、不備なく受付されれば、翌月から認定になります。
（例：3月31日までに提出→4月1日から認定）
認定開始日・認定終了日は、認定事由の発生日や事由によって異なります。

【すでに新2号・新3号認定を受けている方】

- ・ 認定期間は「保育を必要とする事由」により異なります。市の指定する期日までに新たな「保育を必要とする事由」が確認できる書類の提出がない場合、認定は終了します。認定期間が終了してから、新たな「保育を必要とする事由」が確認できる書類を提出される場合は、新規申込みになり、提出月の翌月からの認定となります。また事由によっては、却下になる場合があります。
- ・ 引き続き「保育を必要とする事由がある」か、現況・継続の確認を行います。必要書類は利用施設をとおして配布します。（時期は不定期）
- ・ 登録内容（保育を必要とする事由（勤務先の変更など）・氏名・退園など）に変更がある場合は、ただちに「変更・取り下げ・退所届」の電子申込が必要です。
- ・ 転園などで利用施設が変わる場合で新2号・新3号を引き続き利用希望される方は、事前に新たに申込が必要です。

豊中市へ転入・
豊中市外へ転出
される方

- ・ 豊中市へ転入し新規で入園される場合→事前に豊中市へ申込が必要です。
- ・ 豊中市への転入前と後で利用する施設が変わらない場合→事前に豊中市へ申込が必要です。
- ・ 豊中市外へ転出される場合→豊中市へ転出の申込が必要です。豊中市からは豊中市外へ住民票の転出日までの期間となります。
※豊中市外（転入前、転出先）の市町村へ、事前に手続きが必要かは各市町村へ確認ください。

世帯の状況・利用施設ごとの支給認定と無償化の範囲

教育・保育給付認定

施設等利用給付認定（教育・保育給付との併用含む）

世帯 の 状況	利用している施設	クラス年齢ごとの支給認定イメージ			無償化の範囲
		0～2 歳児クラス		3～5 歳児 クラス	
		満 3 歳の 前日まで	満 3 歳から		
保育を必要とする事由あり	課税世帯	【保育所】(3号・2号) 【認定こども園】(3号・2号)	3号	2号	3 歳児クラス以上：2 号保育料 ※2 歳児クラスに属する満 3 歳の 2 号認定は無償化対象外
		【認定こども園】(1 号) 【新制度の幼稚園】(1 号)		1 号 1 号+新 2 号	満 3 歳：1 号保育料 3 歳児クラス以上：1 号保育料+預かり等月 12,300 円まで
		【従来制度の幼稚園】		新 1 号 新 2 号	満 3 歳：月 28,000 円まで* 3 歳児クラス以上：月 28,000 円まで+預かり等月 12,300 円まで *ただし国立大学付属幼稚園は月 8,700 円まで+預かり等月 12,300 円まで
		【認可外保育施設】			3 歳児クラス以上：月 40,300 円まで
	非課税世帯	【保育所】(3号・2号) 【認定こども園】(3号・2号)	3号	2号	0～5 歳まで：保育料
		【認定こども園】(1 号) 【新制度の幼稚園】(1 号)		1号+新3号 1号+新 2 号	0～2 歳まで：3 号保育料 満 3 歳(1 号+新 3 号)：1 号保育料+預かり等月 17,700 円まで 3 歳児クラス以上(1 号+新 2 号)：1 号保育料+預かり等月 12,300 円まで
		【従来制度の幼稚園】			満 3 歳(新 3 号)：月 28,000 円まで+預かり等月 17,700 円まで 3 歳児クラス以上(新 2 号)：月 28,000 円まで+預かり等月 12,300 円まで *ただし国立大学付属幼稚園は月 8,700 円まで+預かり等月 12,300 円まで
		【認可外保育施設など】 ※無償化確認認定されて いる施設・サービスのみ 対象	新 3 号	新 3 号 新 2 号	0～2 歳児クラスまで(新 3 号)：月 45,700 円まで 3 歳児クラス以上(新 2 号)：月 40,300 円まで
	保育を 必要と する 事由なし	【認定こども園】(1 号) 【新制度の幼稚園】(1 号)		1 号	満 3 歳以上：1 号保育料
		【従来制度の幼稚園】		新 1 号	満 3 歳以上：月 28,000 円まで* *ただし国立大学付属幼稚園は月 8,700 円まで

ポイント その1

「預かり等」とは… 利用される施設で教育標準時間（9時～14時）前後の「預かり保育」事業のことです。新2号・新3号認定を受けても、必ず「預かり保育」が利用できるとは限りません。預かり保育のルールなどは各施設によって異なりますので、各施設にご確認ください。

ポイント その2

【無償化となる「預かり保育料」の計算方法】

預かり保育料が無償化の対象となる場合は、下記 a. b. c. のうち低い額が給付されます。

a. 490円×その月に利用した日数の合計額 b. その月に実際に支払った金額 c. 月額上限（新2号 12,300円、新3号 17,700円）
※上記「c.月額上限」が給付されるとは限りませんのでご注意ください。

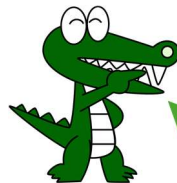


無償化の対象とならないもの

保育を必要とする事由や利用している施設により無償化の範囲が異なります。

無償化の対象とならないもの

- ・認定こども園・保育所（2号・3号）延長保育料
- ・制服・帽子・用品代などの実費徴収
- ・行事費
- ・通園送迎費用
- ・園独自の上乗せ徴収費（特定負担額・施設維持費・教育充実費など）
- ・食材料費※（月額7,500円程度（園により異なります））
食材料費は、国が主食費3,000円、副食費4,500円を目安として示しています。
※食材料費のうち副食費（おかず代・おやつ代）については一部の世帯に免除あり



副食費（おかず代・おやつ代）が免除される主な条件

- ・市民税所得割額が基準額以下
（世帯年収 約360万円未満相当）
- ・第3子*以降の方
*2号認定の場合は未就学児から数えて第3子以降の方
*1号認定・幼稚園利用の場合は小学3年生のきょうだいから数えて第3子以降の方



Q&A

Q. 幼稚園のプレスクールやプレプレ保育など未就学児の集いは無償化の対象となるの？

A. なりません。1号・新1号として入園する児童が対象です。

※ただし従来制度幼稚園の中で、国が定める「預かり保育」の基準を満たしていない「預かり保育の提供が不十分な園」と認定されている園のみ、園の預かり保育利用分と別に無償化の確認認定を受けている施設を利用した場合、別の施設の利用分の請求書を添えて申し込いただければ、利用分も上限（12,300円）の範囲内で対象となります。
（対象者へは認定通知の際にあわせてお知らせします。）

Q. 保育を必要とする事由があれば、幼稚園や認定こども園の預かり保育は必ず利用できるの？

A. 預かり保育をするために必要な保育士や施設の広さに限りがあるため、施設により預かり保育が可能な人数が異なります。
そのため保育を必要とする事由があり新2号・新3号認定がされても、必ず預かり保育が利用できるとは限りません。

Q. インターナショナルスクールは無償化の対象となるの？

A. 無償化の確認認定を受けている施設であれば、保育を必要とする事由があると認定を受けている方のみ無償化の対象となります。

Q. 豊中市外の無償化対象になっている施設でも無償化の対象となるの？

A. なります。利用される前に豊中市で認定を受ける必要があります。